第二項第二号及び第三項	特定振替機関等	特定受託者
第十五項	第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十一項	第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十一項
	第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十一項	第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十一項
第十七項	が、特定振替機関等	が、法第五条の二第七項第一号に規定する特定振替機関
	若しくは特定振替機関等	若しくは特定受託者
	法第五条の二第四項	同条第四項
	が特定振替機関等	が同条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する税務署長
	当該特定振替機関等	当該特定受託者

第三条第五十一項を同条第二十三項とし、同条第五十二項を削り、同条第五十三項を同条第二十四項とする。

第三条の二第一項を削り、同条第二項第一号中「特定振替社債等」を「法第五条の三第四項第七号に規定する特定振替社債等（以下この条において「特定振替社債等」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「の利子等」を「の利子又は所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）」に、「同条第二項」を「法第五条の三第二項」に、「当該利子等の計算期間」を「その支払を受ける利子等」に改め、「当該計算期間に対応する利子等について」を削り、「計算期間の初日」を「利子等の支払の日」に、「第十七項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「、第十四号」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「前条第十四項及び第十五項」を「前条第八項及び第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「受けている場合」を「受け、又は法第四十一条の十三の三第七項第七号に規定する特定振替割引債（次項及び第十四項において「特定振替割引債」という。）のうち社債、株式等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債に該当するものにつき法第四十一条の十三の三第七項第四号の承認を受けている場合」に、「第八項」を「第七項」に改め、「こと」の下に「又は法第四十一条の十三の三第七項第七号に規定する特定振替割引債のうち社債、株式等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債に該当するものにつき同項第四号の承認を受けていること」を加え、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「振替地方債」の下に「（以下この項において「振替地方債」という。）」を加え、「受けている場合」を「受け、又は特定振替割引債のうち振替地方債若しくは法第四十一条の十三の三第七項第七号に規定する振替社債等に該当するものにつき同項第四号の承認を受けている場合」に、「第八項」を「第七項」に改め、「こと」の下に「又は法第四十一条の十三の三第七項第七号に規定する特定振替割引債のうち振替地方債若しくは同号に規定する振替社債等に該当するものにつき同項第四号の承認を受けていること」を加え、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　法第五条の三第四項第八号の承認を受けようとする者は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した申請書にその者が同項第二号に規定する特定口座管理機関（第十六項において「特定口座管理機関」という。）又は同条第四項第三号に規定する特定間接口座管理機関（第十六項において「特定間接口座管理機関」という。）である旨を特定振替機関が証する書類を添付して、これを当該特定振替機関を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

第三条の二第十八項中「第五条の三第五項」を「第五条の三第九項」に、「第五条の二第二十二項」を「第五条の二第六項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十七項中「第九条の六第四項」を「第九条の三の二第一項若しくは第九条の六第四項」に、「計算期間の初日」を「支払の日」に、「第五条の三第六項」を「第五条の三第十項」に、「の支払をする者の当該利子等に係る所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）」を「に係る第二十二項の規定による通知をした特定振替機関等の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署長又は前項の規定による通知をした適格口座管理機関の本店若しくは主たる事務所の所在地」に改め、同項ただし書中「又は次条第三十四項」を「（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は次条第三十四項若しくは第二十六条の二十第二十七項（同条第二十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」に、「同項」を「次条第三十四項若しくは第二十六条の二十第二十七項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25　非居住者又は外国法人が法第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十七項に規定する信託の信託財産に属する特定振替社債等（当該非居住者又は外国法人が特定振替機関から振替記載等を受けるものに限る。）の利子等につき法第五条の三第九項において準用する法第五条の二第四項の規定により法第五条の三第一項の規定の適用を受ける場合における第二十項から前項までの規定の適用については、第二十項中「第五条の三第一項に規定する特定振替機関等（次項、第二十二項及び第二十四項において「特定振替機関等」とあるのは「第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えられた法第五条の三第一項に規定する特定受託者（次項から第二十四項までにおいて「特定受託者」と、第二十一項中「特定振替機関等」とあるのは「特定受託者」と、「は、当該」とあるのは「は、当該書類を提出した者が同項の特定振替社債等の発行者の特殊関係者に該当することとなつた旨その他の財務省令で定める事項を、特定振替機関に対し、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により通知し、当該」と、「第五条の二第十四項」とあるのは「第五条の二第十七項の規定により読み替えられた同条第十四項」と、第二十二項中「が特定振替機関等」とあるのは「が特定振替機関」と、「当該特定振替機関等」とあるのは「当該特定振替社債等に係る特定受託者」と、第二十三項中「法第五条の三第四項第八号に規定する適格口座管理機関（以下この項及び次項において「適格口座管理機関」という。）」とあるのは「特定振替機関」と、「同条第一項」とあるのは「法第五条の三第一項」と、「当該適格口座管理機関」とあるのは「当該特定振替社債等に係る特定受託者」と、前項中「特定振替機関等」とあり、及び「適格口座管理機関」とあるのは「特定受託者」とする。

第三条の二第十六項を削り、同条第十五項中「第五条の三第五項」を「第五条の三第九項」に、「第五条の二第十四項」を「第五条の二第十項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

22　非課税適用申告書を提出した者が特定振替機関等又は適格外国仲介業者から法第五条の三第四項第六号に規定する振替記載等（以下この項、次項及び第二十五項において「振替記載等」という。）を受けている特定振替社債等（同条第一項に規定する一般社債等に該当するものを除く。）につきその利子等の支払を受ける場合には、当該特定振替機関等（非課税適用申告書を提出した者が適格外